

平成14年6月5日

株 主 各 位

千葉県松戸市松飛台286番地の23
株 式 会 社 精 工 技 研
代表取締役社長 上 野 昌 利

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成14年6月19日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第30期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第30期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件
第4号議案 自己株式取得の件
第5号議案 監査役2名選任の件

上記第2号議案、第3号議案及び第4号議案の議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（17頁から24頁）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(平成13年4月1日から  
平成14年3月31日まで)

### I 営業の概況

#### 1. 営業の経過及び成果並びに対処すべき課題

##### 全般的概況

当期の世界経済は、IT関連産業の設備投資の落ち込みを発端に、急激に景気が減速いたしました。需要の鈍化は大量の在庫や過剰設備の発生をもたらし、9月には米国において同時多発テロ事件が発生し、世界景気の下押し圧力は一段と強まることとなりました。しかしながら、期末においては設備・在庫の調整が進み、米国の設備稼働率や需要の下落傾向にも下げ止まりの兆しが見え始めております。

こうした世界経済の動向を背景に、当期のわが国経済は大幅にマイナス成長へと転じました。企業の生産活動の低下は、企業収益と雇用・所得環境の悪化を介して、設備投資や個人消費といった民間需要を圧迫しました。株価の下落とともに卸売物価も下落を続け、わが国経済は物価の下落がさらに企業収益の悪化や雇用・賃金の抑制をもたらすデフレスパイラルの様相を呈しております。

このような経営環境のもとで当社は、競争技術資源であるマイクロメカニクスを活かした付加価値の高い製品を、世界に向けて販売できる体制の構築に注力してまいりましたが、著しい需要の減少により、光製品部門・精機部門の双方の売上高は大きく減少する結果となりました。これに対し新規の設備投資の抑制や、各種の経費削減、人員の適正化等の対応をいたしました。在庫の評価額の見直しや有価証券の時価の下落に関わる評価損等による多額の特別損失を計上する結果となりました。

この結果、当期の売上高は4,247,523千円（前期比67.7%減）、経常利益は201,489千円（前期比96.4%減）となりましたが、特別損失を952,244千円計上したことにより、当期損失は768,719千円（前期は当期利益2,891,496千円）となりました。

##### 部門別概況

光製品部門においては、光通信ネットワークの高速・大容量化が進み、ブロードバンドのインフラ環境が世界規模で整備されつつあります。今後はメトロ・アクセス網において一層の拡大が期待されています。しかしながら当期におきましては、北米を中心に敷設済みの設備が通信需要を大きく上回り、光通信用部品業界は長期に亘る大幅な在庫調整の時期に直面いたしました。その結果、当社の光製品部門の売上高、受注高は前年度に比べ大幅に減少いたしました。

精機部門においても、前年度まで部門の売上をリードしてきたCD-R用金型は、設備の供給能力が需要を大きく上回り、今期の売上高は著しく減少する結果となりました。一方、DVD用金型の売上高も前年を下回る結果となりましたが、DVDの市場は需要拡大が続いており、DVDプレーヤーの販売数は大幅な伸びを記録しています。読み取り専用のDVD-ROMに続いて、追記型ディスクであるDVD-Rにも普及の兆しが出てきており、光ディスク市場の牽引役として今後一層の市場拡大が期待されます。

当期の部門別売上高の内訳は下表のとおりであります。

(単位:千円)

| 部門別       | 第 29 期<br>(平成13年 3 月期) |       | 第 30 期 (当期)<br>(平成14年 3 月期) |       | 前期対比   |
|-----------|------------------------|-------|-----------------------------|-------|--------|
|           | 売 上 高                  | 構成比   | 売 上 高                       | 構成比   |        |
| 光 製 品 部 門 | 8,685,353              | 66.0% | 2,281,267                   | 53.7% | 73.7減% |
| 精 機 部 門   | 4,472,086              | 34.0  | 1,966,255                   | 46.3  | 56.0減  |
| 合 計       | 13,157,439             | 100.0 | 4,247,523                   | 100.0 | 67.7減  |

#### 対処すべき課題

昨年来のITバブルの崩壊により、光通信産業の右肩上がりの成長に初めてブレーキがかかり、誠に遺憾ながら当社の業績も大きく後退する結果となりました。しかし一方で、情報通信の普及は新世紀の発展基盤として強い期待が示され、情報の高速大容量化の傾向も依然として継続しており、光ファイバーが各家庭へと敷設されるFTTH（ファイバー・トゥ・ザ・ホーム）のサービスも開始されております。また、光ディスクに求められる記録容量は増大しており、DVDに次ぐ次世代のメディア開発は急ピッチで進んでおります。

光情報産業における経営環境の変化は、業界を構成する企業の淘汰と新たな企業の参入とをもたらし、当社製品の客先や顧客のニーズも、高い精度が要求される次世代向けのハイエンド製品から低価格と短納期とが要求される汎用製品まで、より広範に拡大してまいりました。

こうした市場の変化を的確に捉え、国内外の競合企業に先んじて付加価値の高い製品を投入していくために当社が対処すべき課題として、以下の重点項目に取り組んでまいります。

- ① マーケティング重視の経営
- ② 顧客志向の製品づくり
- ③ 人材の育成

当社は上記の課題に対処し、より短期間に最大の成果を上げるために『新生と挑戦』を基本方針に掲げ、平成14年4月1日より組織体制を一新いたしました。従来の事業部と課で構成される組織を廃止して、製品群ごとにグループ分けをしたフラットな組織に改編することによって意思決定の迅速化を図るとともに、組織としての成果を明確にして、製品の選択と経営資源の集中を実現いたします。また、次代の中核社員を育成していくために、若手社員の人材教育にも注力し、当社グループ全体の組織力の向上に努めてまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資総額は、2,060,924千円であり、そのうち主なものは次のとおりであります。

- (1) 第3工場社屋新築 工場他
- (2) 第4工場隣接地 工場用地

## 3. 資金調達の状況

当期におきましては、増資又は社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。なお、当期中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。

## 4. 営業成績及び財産の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                      | 第 27 期<br>(平成11年 3 月期) | 第 28 期<br>(平成12年 3 月期) | 第 29 期<br>(平成13年 3 月期) | 第30期(当期)<br>(平成14年 3 月期) |
|--------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 売 上 高(千円)                      | 5,018,590              | 10,636,548             | 13,157,439             | 4,247,523                |
| 経 常 利 益(千円)                    | 1,705,575              | 4,685,792              | 5,530,781              | 201,489                  |
| 当期利益又は当期損失(△)(千円)              | 881,521                | 2,466,410              | 2,891,496              | △ 768,719                |
| 1株当たり当期利益又は<br>1株当たり当期損失(△)(円) | 1,710.82               | 4,516.57               | 341.49                 | △ 82.36                  |
| 総 資 産(千円)                      | 5,337,558              | 10,084,569             | 27,165,572             | 24,475,262               |
| 純 資 産(千円)                      | 2,285,574              | 4,916,576              | 24,403,088             | 23,454,841               |

(注) 1. △は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期利益又は1株当たり当期損失(△)は期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、当期から自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 第27期 光通信網インフラ設備投資の一時的減少などの影響もありましたが、引き続きCD-R市場が好調であったことから、売上高は307,744千円(前期比6.5%増)増加いたしました。これに伴い、経常利益は199,963千円(前期比13.3%増)並びに当期利益は458,641千円(前期比108.5%増)それぞれ増益となりました。

4. 第28期 アジアを中心としたCD-R用金型の急激な受注増加と北米における光通信網インフラ設備投資の本格的な拡大により、売上高は5,617,958千円(前期比111.9%増)増加いたしました。製造工程の合理化及び量産効果により経常利益は2,980,217千円(前期比174.7%増)並びに当期利益は1,584,889千円(前期比179.8%増)の増益となりました。

5. 第29期 CD-R用金型の需要が減少したものの、光通信網インフラ設備投資の世界的な拡大により光部品、光部品製造機器は大幅に売上を拡大し、売上高は2,520,891千円(前期比23.7%増)増加いたしました。これに伴い、経常利益は844,989千円(前期比18.0%増)並びに当期利益は425,086千円(前期比17.2%増)の増益となりました。

## II 会社の概況（平成14年3月31日現在）

### 1. 主要な事業内容

当社は、光部品及び光部品製造機器を扱う光製品部門と光ディスク用金型を主とする精機部門を、事業の二本の柱とし、これに付帯する一切の事業を併せて営んでおります。

主要な製品は次のとおりであります。

| 区 分   |                  | 主要製品名                                             |
|-------|------------------|---------------------------------------------------|
| 光製品部門 | 光 部 品<br>光部品製造機器 | 光コネクタ、光コネクタ付コード、光減衰器、光ファイバ先端加工等<br>光コネクタ研磨機、光測定器等 |
| 精機部門  | 金 型              | CD、DVD、MO、MD等各種光ディスク用金型、粉末冶金用金型                   |

### 2. 主要な営業所及び工場

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 本社及び本社工場 | 千葉県松戸市松飛台286番地の23 |
| 第2工場     | 千葉県松戸市松飛台296番地の1  |
| 第3工場     | 千葉県松戸市松飛台296番地の1  |
| 第4工場     | 千葉県松戸市松飛台415番地の2  |
| 台湾支店     | 中華民国新竹市光復路2段285号  |

### 3. 株式の状況

|                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 37,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数     | 9,333,654株  |
| (3) 株 主 数        | 6,933名      |
| (4) 大 株 主        |             |

| 株 主 名      | 当 社 へ の 出 資 状 況 |        | 当社の当該株主への出資状況 |      |
|------------|-----------------|--------|---------------|------|
|            | 持株数             | 持株比率   | 持株数           | 持株比率 |
| 高 橋 光 雄    | 1,216,114 株     | 13.0 % | — 株           | — %  |
| 都 丸 由 美 子  | 1,181,550       | 12.7   | —             | —    |
| 細 江 由 紀 子  | 1,102,550       | 11.8   | —             | —    |
| 上 野 昌 利    | 912,018         | 9.8    | —             | —    |
| 木 村 保      | 609,226         | 6.5    | —             | —    |
| 高 橋 藤 子    | 470,536         | 5.0    | —             | —    |
| 上 野 淳      | 329,012         | 3.5    | —             | —    |
| 上 野 智 恵    | 329,012         | 3.5    | —             | —    |
| 渡 辺 春 江    | 198,738         | 2.1    | —             | —    |
| 精工技研従業員持株会 | 198,310         | 2.1    | —             | —    |

- (5) 自己株式の取得、処分、消却及び保有について  
決算期において保有する株式  
普通株式 42株

#### 4. 従業員の状況

| 区 分   | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------|------|--------|-------|--------|
| 男 性   | 185名 | 14名減   | 31.7歳 | 6年7ヶ月  |
| 女 性   | 52名  | 23名減   | 25.6歳 | 3年9ヶ月  |
| 計又は平均 | 237名 | 37名減   | 30.4歳 | 6年0ヶ月  |

#### 5. 企業結合の状況

##### (1) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                  | 資本金           | 持株比率       | 主要な事業内容                                |
|------------------------|---------------|------------|----------------------------------------|
| SEIKOH GIKEN USA, INC. | 千米ドル<br>2,780 | %<br>100.0 | 光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク金型用部品の販売及びメンテナンス |
| 杭州精工技研有限公司             | 千円<br>360,000 | %<br>78.0  | 光通信部品の製造及び次世代光通信部品の基礎研究開発              |

##### (2) 企業結合の経過

SEIKOH GIKEN USA, INC.

平成13年12月より、米州の顧客ニーズに対応するため、光ディスク用金型部品の販売及びメンテナンス事業を開始いたしました。

杭州精工技研有限公司

中国杭州市に中国の光学材料技術及び優れた光学基礎研究能力を活かした次世代光部品の開発、豊富で優れた労働力と当社の有する光通信部品の生産技術並びに品質管理技術を結合して、生産能力の拡大と生産コストの低減、及び将来拡大が予想される中国市場への進出を図るため新会社を設立し、平成13年9月より生産を開始いたしました。

##### (3) 企業結合の成果

上記重要な子会社2社はいずれも連結対象子会社であり、持分法適用会社はありません。上記重要な子会社2社を含めた連結売上高は4,046,236千円、連結当期純損失は942,793千円となっております。

なお、当連結会計年度は、連結財務諸表作成の初年度であるため、前年対比は行っておりません。

#### 6. 主要な借入先

該当事項はありません。

## 7. 取締役及び監査役

| 地 位     | 氏 名   | 担当又は主な職業 |
|---------|-------|----------|
| 代表取締役社長 | 上野 昌利 |          |
| 取締役     | 木村 保  | 精機部担当    |
| 取締役     | 小林 孝市 | 光製品部担当   |
| 取締役     | 細川 宏一 |          |
| 監査役     | 山本 平雄 | 常勤       |
| 監査役     | 宮永 剛  | 常勤       |
| 監査役     | 新田 恭平 |          |
| 監査役     | 三田 和郎 | 公認会計士    |

- (注) 1. 地位、担当等は平成14年3月31日現在であります。
2. 監査役三田和郎は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当期中の取締役、監査役の異動
- (1) 就任  
平成13年6月21日開催の第29回定時株主総会において、宮永 剛及び新田恭平が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 取締役の地位、担当の異動  
平成13年6月21日をもって、代表取締役社長高橋光雄は取締役会長に、代表取締役専務上野昌利は代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
- (3) 辞任  
平成13年10月15日をもって、取締役会長高橋光雄は辞任いたしました。

## 8. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

~~~~~  
 (本営業報告書中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,881,876	流 動 負 債	547,182
現金及び預金	10,610,481	買掛金	216,701
受取掛手形	47,256	未払金	129,220
売掛金	787,224	未払事業所税	42,663
有価証券	999,651	未払費用	134,444
商製成品	21,987	未払法人税等	3,800
原材料	38,876	前受金	518
仕掛品	946,979	預り金	19,560
貯蔵品	989,433	その他	273
前払費用	7,292	固 定 負 債	473,238
払消費税等	17,612	役員退職慰勞引当金	279,150
未収消費税	102,143	退職給付引当金	194,088
未収法人税	1,274,610	負 債 合 計	1,020,421
未収その他	41,625	資 本 の 部	
貸倒引当金	△ 3,300	資 本 金	6,791,682
固 定 資 産	8,593,386	法 定 準 備 金	12,269,340
有形固定資産	6,844,615	資本準備金	10,571,419
建物	2,981,295	利益準備金	1,697,920
構築物	107,117	剰 余 金	4,397,142
機械装置	335,221	任意積立金	5,007,113
車両運搬具	1,986	特別償却積立金	7,113
工具器具備品	352,280	別途積立金	5,000,000
土地	2,984,278	当期末処理損失	609,971
建設仮勘定	82,435	(うち当期損失)	(768,719)
無形固定資産	197,278	評 価 差 額 金	△ 1,498
営業権	184,103	その他有価証券評価差額金	△ 1,498
ソフトウェア	6,465	自 己 株 式	△ 1,826
電話加入権	693	資 本 合 計	23,454,841
水道施設利用権	6,016	負 債 及 び 資 本 合 計	24,475,262
投 資 等	1,551,492		
子会社出資	692,478		
子会社株	358,781		
長期貸付	280,800		
繰延税金資産	1,294		
保険積立	119,623		
その他	96,795		
貸倒引当金	1,729		
	△ 10		
資 産 合 計	24,475,262		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		4,247,523
売上高		
営業費用		
売上原価	2,779,788	
販売費及び一般管理費	1,127,951	3,907,740
営業利益		339,782
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	14,346	
受取配当金	104	
特許権使用料	27,200	
為替差益	27,358	
その他の営業外収益	12,007	81,016
営業外費用		
有価証券売却損	104,084	
休止固定資産減価償却費	76,654	
その他の営業外費用	38,570	219,308
経常利益		201,489
(特別損益の部)		
特別利益		
固定資産売却益	4,203	
過年度特許権使用料	141,980	
貸倒引当金戻入益	4,140	150,323
特別損失		
固定資産除却損	99,316	
投資有価証券評価損	336,373	
たな卸資産評価損	516,554	952,244
税引前当期損失		600,431
法人税、住民税及び事業税		3,800
過年度法人税、住民税及び事業税	△	39,292
法人税等調整額		203,780
当期損失		768,719
前期繰越利益		158,748
当期末処理損失		609,971

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

注記事項

I 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法
製 品

光通信関連製品……………移動平均法による原価法

金型関連製品……………個別法による原価法

原 材 料……………移動平均法による原価法

仕 掛 品……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～38年

機 械 装 置 7年～10年

無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
この引当金は、商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により、定額法により翌期から費用処理することとしております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、CAD、ソフトウェア、車両等についてはリース契約により使用しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,306,953千円

3. 有形固定資産に含めて表示した休止固定資産は次のとおりであります。

建	物	1,668,559千円
機	械	74,871千円
工	具	40,094千円
土	地	945,358千円

4. 主な外貨建資産・負債

売	掛	金	256,198千円 (1,597千US\$, 223EUR, 4,559NTD)	
子	会	社	株 式	358,781千円 (2,780千US\$)

5. 子会社に対する債権、債務
- | | |
|---------------|-----------|
| 子会社に対する短期金銭債権 | 240,841千円 |
| 子会社に対する短期金銭債務 | 4,627千円 |
6. ストックオプションによる新株引受権の残高及び発行価額
- | | |
|---------|----------|
| 普通株式 | 12,700株 |
| 新株引受権残高 | 94,119千円 |
| 発行価額 | 7,411円 |
7. 1株当たりの当期損失 82円36銭
8. 期末日満期手形
 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。
- | | |
|------|----------|
| 受取手形 | 10,596千円 |
|------|----------|
9. 退職給付関係
- (1) 採用している退職給付制度の概要
 当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。
- (2) 退職給付債務に関する事項
- | | |
|---------------|-----------|
| ① 退職給付債務 | 294,072千円 |
| ② 年金資産 | 87,303千円 |
| ③ 未積立退職給付債務 | 206,768千円 |
| ④ 未認識数理計算上の差異 | 12,680千円 |
| ⑤ 退職給付引当金 | 194,088千円 |
- 当社は退職給付債務の額の算定にあたり、当期より原則法を採用しております。
- (3) 退職給付費用に関する事項
- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 勤務費用 | 39,547千円 |
| ② 利息費用 | 8,097千円 |
| ③ 原則法への変更による費用処理額 | 53,711千円 |
| ④ 退職給付費用 | 101,355千円 |
- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
- | | |
|------------------|--------|
| ① 割引率(注) | 2.5% |
| ② 期待運用収益率 | 0.0% |
| ③ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ④ 数理計算上の差異の処理年数 | 翌期から5年 |
- (注) 期首時点において採用した割引率は3.0%であります。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

子会社との取引高

(1) 売	上	高	469,798千円
(2) 仕	入	高	27,079千円
(3) 営業取引以外の取引高			17,606千円

追 加 情 報

(退職給付会計)

従来、退職給付引当金は退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成10年6月16日））による簡便法で算定しておりましたが、当期から、原則法により算定することに変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が65,836千円増加し、経常利益は63,529千円減少し、税引前当期損失は63,529千円増加しております。

(自 己 株 式)

前期まで資産の部に表示していた「自己株式」は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」の改正により、当期末においては資本に対する控除項目として資本の部の末尾に表示しております。

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	609,971,078
任 意 積 立 金 取 崩 額	
特 別 償 却 積 立 金 取 崩 額	1,222,090
別 途 積 立 金 取 崩 額	1,000,000,000
計	391,251,012
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 30 円)	280,008,360
次 期 繰 越 利 益	111,242,652

会計監査人の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成14年5月15日

株式会社精工技研
代表取締役社長 上野 昌利 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 樋口 節夫 ㊟
関与社員

関与社員 公認会計士 吉澤 祥次 ㊟

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社精工技研の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第30期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第30期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成14年5月16日

株式会社精工技研 監査役会

監査役(常勤) 山本平雄 ㊟

監査役(常勤) 宮永剛 ㊟

監査役 新田恭平 ㊟

監査役 三田和郎 ㊟

- (注) 監査役三田和郎は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

93,286個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第30期利益処分案承認の件

利益処分案は、前記「添付書類（14頁）」に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、保有資産の評価損を多額に計上したことにより、当期損失が768,719千円となりましたが、安定した配当維持の観点から別途積立金を取り崩した上で、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の趣旨及び目的

- ① 「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設、株式消却特例法の廃止などがなされたことに伴い、現行定款第7条の（額面株式1株の金額および1単位の株式数）を（1単元の株式数および単元未満株券の不発行）に変更するとともに、第9条（名義書換代理人）、第10条（株式取扱規程）、第17条（取締役の選任方法）、第27条（監査役の選任方法）について所要の変更を行うものであります。
- ② 「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行され、新株予約権制度が創設され、会社関係書類の電子化が認められたことに伴い、現行定款第6条（新株引受権の付与）及び第38条（転換社債の転換の時期と配当金）を削除し、また第8条（基準日）、第14条（議決権の代理行使）、第36条（利益配当金）、第37条（中間配当）について所要の変更を行うものであります。
- ③ 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が平成14年5月1日に施行され、定款の規程に基づく取締役、監査役の責任軽減の制度が設けられましたので、取締役、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるため、取締役、監査役の責任免除及び社外取締役の責任限定契約の規程を新設するものであります（変更案第25条、第26条、第36条）。
なお、変更案第25条及び第26条の規程の新設につきましては、監査役の全員一致をもって行う監査役会の同意を得ております。
- ④ 条文の新設、削除に伴い、従来の条数の繰り上げ及び繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新株引受権の付与)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、取締役又は従業員に商法第280条ノ19の規定に定める新株引受権を与えることができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(額面株式1株の金額および1単位の株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の発行する額面株式1株の金額は、50円とする。</p> <p>2 当社の1単位の株式の数は、100株とする。</p>	<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第6条</u> 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、<u>単元未満株式</u>の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、<u>単元未満株式</u>の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類および株式の定義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、<u>単位未満株式</u>の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類および株式の定義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、<u>単元未満株式</u>の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第11条～第13条（条文省略）</p>	<p>第10条～第12条（現行どおり）</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条（現行どおり）</p> <p>2 <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第15条～第16条（条文省略）</p>	<p>第14条～第15条（現行どおり）</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権ある株式総数の3分の1以上</u>に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条（現行どおり）</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3（現行どおり）</p>
<p>第18条～第25条（条文省略）</p>	<p>第17条～第24条（現行どおり）</p>
<p><新設></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) <u>第26条</u> 当社は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役との間で、当該社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を与えた場合において、当該社外取締役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がない場合には、500万円以上であらかじめ定める金額または商法第266条第19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第26条（条文省略）</p> <p>(監査役の選任方法) <u>第27条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p style="text-align: center;">第27条（現行どおり）</p> <p>(監査役の選任方法) <u>第28条</u> （現行どおり） 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>
<p style="text-align: center;">第28条～第34条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第29条～第35条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>) <u>第36条</u> 当社は、監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により商法第280条第1項の準用する商法第266条第18項の規定により読み替えて適用する同条第12項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第35条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第37条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第36条</u> 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(利益配当金)</p> <p><u>第38条</u> 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(<u>転換社債の転換の時期と配当金</u>)</p> <p><u>第38条</u> 当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったのものとみなしてこれを支払う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>第39条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第40条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の従業員に対し新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社及び当社の子会社の従業員の経営参加意識を高め、業績向上に対する意欲や士気をより喚起することを目的として、以下の2に記載の発行要領に基づく新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式60,000株を上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

600個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整するものとする。

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の最終価格を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、及び「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (5) 新株予約権の行使可能期間
平成15年7月1日から平成24年6月20日まで。
- (6) 新株予約権の消却事由及び条件
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

3. 「新株予約権割当契約」の要領

各対象者に対する新株予約権の割当てに際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。
- (3) 新株予約権者が当社又は当社子会社の役社員の地位を喪失した場合には新株予約権を当社に返還するものとし、これを行行使することができない。ただし、取締役の任期満了及び従業員の会社都合による退職その他これらに準じて当社取締役会が新株予約権の存続を相当と認めた場合には、新株予約権の行使を認めることができる。この際、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされることがある。
- (4) 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

第4号議案 自己株式取得の件

商法第210条の規定に基づき、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行うため、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式22万株、取得価額の総額10億円を限度として取得することにつきご承認をお願いするものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本株主総会の終結をもって、現監査役山本平雄、三田和郎の両氏が任期満了になりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する 当社株式の数
1	山 本 平 雄 (昭和7年1月28日生)	昭和31年4月 東洋綿花株式会社(現 株式会社トーマン)入社 昭和36年8月 米国トーマン社ニューヨーク本社勤務 昭和63年3月 古河電気工業株式会社嘱託勤務 平成10年10月 当社入社 光製品部部长代理 平成11年7月 当社常勤監査役就任(現任)	4,600株
2	三 好 徹 (昭和22年4月15日生)	昭和51年4月 弁護士登録 昭和53年9月 三好 徹法律事務所開設 現在に至る	0株

- (注) 1. なお、各監査役候補者のうち三好 徹氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役としての要件を満たしております。
2. 監査役候補者山本平雄氏は当社との特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者三好 徹氏は弁護士であり、当社は同氏と弁護士顧問の覚書を取り交わしております。

以 上

※辞任取締役による役員退職慰労金辞退について

平成13年10月15日に辞任いたしました取締役会長高橋光雄氏につきましては、本人より役員退職慰労金を全額辞退される旨の申し出を受けております。これに伴い、同氏に対して役員退職慰労金を贈呈しないこととし、本株主総会における議案としても上程いたしていません。

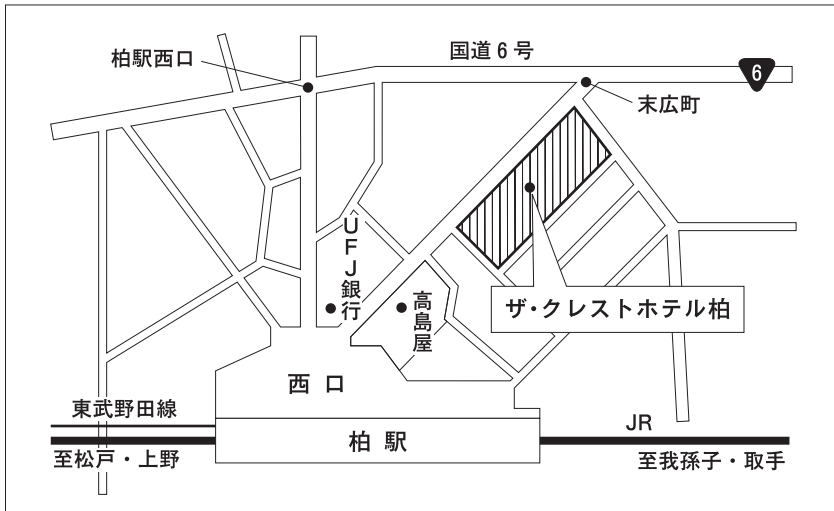
メモ欄

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県柏市末広町14番1号

ザ・クレストホテル柏 4階 クレスト

電話 (04)7146-1111 (代表)



- 交通機関
JR常磐線・地下鉄千代田線・東武野田線
柏駅西口徒歩2分